

様式12

令和8年 7月 27日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地

茨城県水戸市大塚町1741番地11

医療法人 外山歯科医院

理事長 外山 敬三

電話 029 (254) 6155



決 算 届

令和7年 5月 1日から令和8年 4月 30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 外山歯科医院

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県水戸市大塚町 1 7 4 1 番地 1 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和 6 年 3 月 5 日

(4) 設立登記年月日 令和 6 年 3 月 21 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	外山 敬三	医療法人 外山歯科医院 管理者
理 事	外山 和子	
同	外山 雄一	
同	外山 聖子	
監 事	角田 奈々	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	外山歯科医院	0830134391	茨城県水戸市大塚町 1741 番地 11	0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 25 日 令和 ⁷~~6~~ 年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 外山歯科医院

※医療法人整理番号 01060

所在地 茨城県水戸市大塚町1741番地11

財 産 目 録
(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	39,875 千円
2. 負 債 額	32,236 千円
3. 純 資 産 額	7,639 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,065
B 固 定 資 産	14,810
C 資 産 合 計 (A + B)	39,875
D 負 債 合 計	32,236
E 純 資 産 (C - D)	7,639

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 外山歯科医院
所在地 茨城県水戸市大塚町 1 7 4 1 番地 1 1

※医療法人整理番号	0	1	0	6	0
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和 8年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,065	I 流 動 負 債	23,526
II 固 定 資 産	14,810	II 固 定 負 債	8,710
1 有 形 固 定 資 産	14,810		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	32,236
3 そ の 他 の 資 産	0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	14,000
		II 積 立 金	△ 6,361
		III 評価・換算差額等	(0)
		純 資 産 合 計	7,639
資 産 合 計	39,875	負債・純資産合計	39,875

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人 外山歯科医院

※医療法人整理番号 01060

所在地 茨城県水戸市大塚町1741番地11

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	109,519
2 事業費用	119,078
本来業務事業損失	△ 9,559
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 9,559
II 事業外収益	1,531
III 事業外費用	176
経常損失	△ 8,204
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 8,204
法人税等	329
当期純損失	△ 8,533

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 外山歯科医院
理事長 外山 敬三 殿

私（注１）は、医療法人外山歯科医院の令和８年会計年度（令和 ７年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 25 日
医療法人 外山歯科医院
監事 角田 奈々